高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円
高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	当該施設のトンを単位とする核燃料物質の年間加工能力を十五万分の四トンで除して得た数	五百五十円
実験用ウラン濃縮施設	当該施設のトンを単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の三トンで除して得た数	五百五十円
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	当該施設のトンを単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の九トンで除して得た数	五百五十円
深地層研究施設	当該施設の予定建設費を三十四万六千円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度若しくは昭和六十年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の建設費を三十四万円で除して得た数	五百五十円

別表第二（第二条関係）

一　水力発電所の建物（発電設備が設置されているものに限る。）

二　貯水池又は調整池（人工のものであって、総容量が百万立方メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあっては、発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）

三　ダム（高さが十五メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあっては、高さが十五メートル以上であり、かつ、当該ダムに係る貯水池又は調整池の発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）

四　特定区間（次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間をいう。）

一　取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが五百メートル未満のものを除く。）
二　取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であって当該地点に係る集水地域の面積が当該取水口に係る集水地域の面積の一・五倍となる地点までの区間

第一号及び第二号の下欄に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合にあっては、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。

別表第三（第二条関係）

特定区分施設等の設置の種類	評価出力	基準発電電力量
一　一の市町村の区域のみに含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C\times\frac{1}{E}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D\times\frac{1}{E}$
二　二以上の市町村の区域に含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $C\times\frac{1}{E}\times\frac{1}{F}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $D\times\frac{1}{E}\times\frac{1}{F}$

（備考）

一　Cは、当該年度の十六年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出力

二　Dは、当該年度（当該特定区分施設等に係る交付金の交付が既に開始されている場合にあっては、当該交付金の交付が開始された会計年度）の十一年前の会計年度から前々会計年度までの当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の平均年間発電電力量

三　Eは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数

四　Fは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

別表第四（第七条関係）

火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	五百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	五百五十円	三
火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	二百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	二百五十円	三
水力発電施設	二百五十円	五

（備考）

一　工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指定されていた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種指定地域　工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種指定地域　イに定める区域以外の区域

二　工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条の規定により指定された場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種地域　工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とその区域が連接し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種地域　イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 a×b